東壁又續録

乾

特別
イ4
1919
670

昭和十九年四月五日
市島謙吉氏贈

特
門 14
號 1919
巻 56
670
特
門 12
號 2568
巻 5

京都帝國大學圖書

東壁文續錄 明治三十九年十月 中澣起筆

一毎朝日課として陰騭の禁戒を繙
き善例あるを書きしことを
世の俗化を載せんとする所なり
世事を畫くに絶ひて之のみを宗とする拙し
とのことを以て、世の之を書きしを
怪しむ人多き中の既に有るべきを思ひて
そもそもしかるべき世の俗所業の之を集
まる世界をまとめ書くにまとめあるに世
間の之を「陰騭」と名付け所事本禁間

又後くしこの今さき共の通ることを金の森知の
醫師の書中仲　北京記
の書ゝ貴物のの義四通を書くことを見のうち
事を掛ひしかは也も通ることを貴物のの
つを以つて清通をを掛ゝて物の義人数の
形ゝゝ姿勢を記ゝ　又又ゝ物のの関
係ゝゝ若ゝは物のを清書ゝ書ゝ
多くの書面を書ゝ金をいまれ言西
を又ゝゝ四通新書ゝ書
故沈躍のの見ゝ新ゝ書ゝ
國事記ゝ杉ゝ　九七　秀五　のゝのゝ中

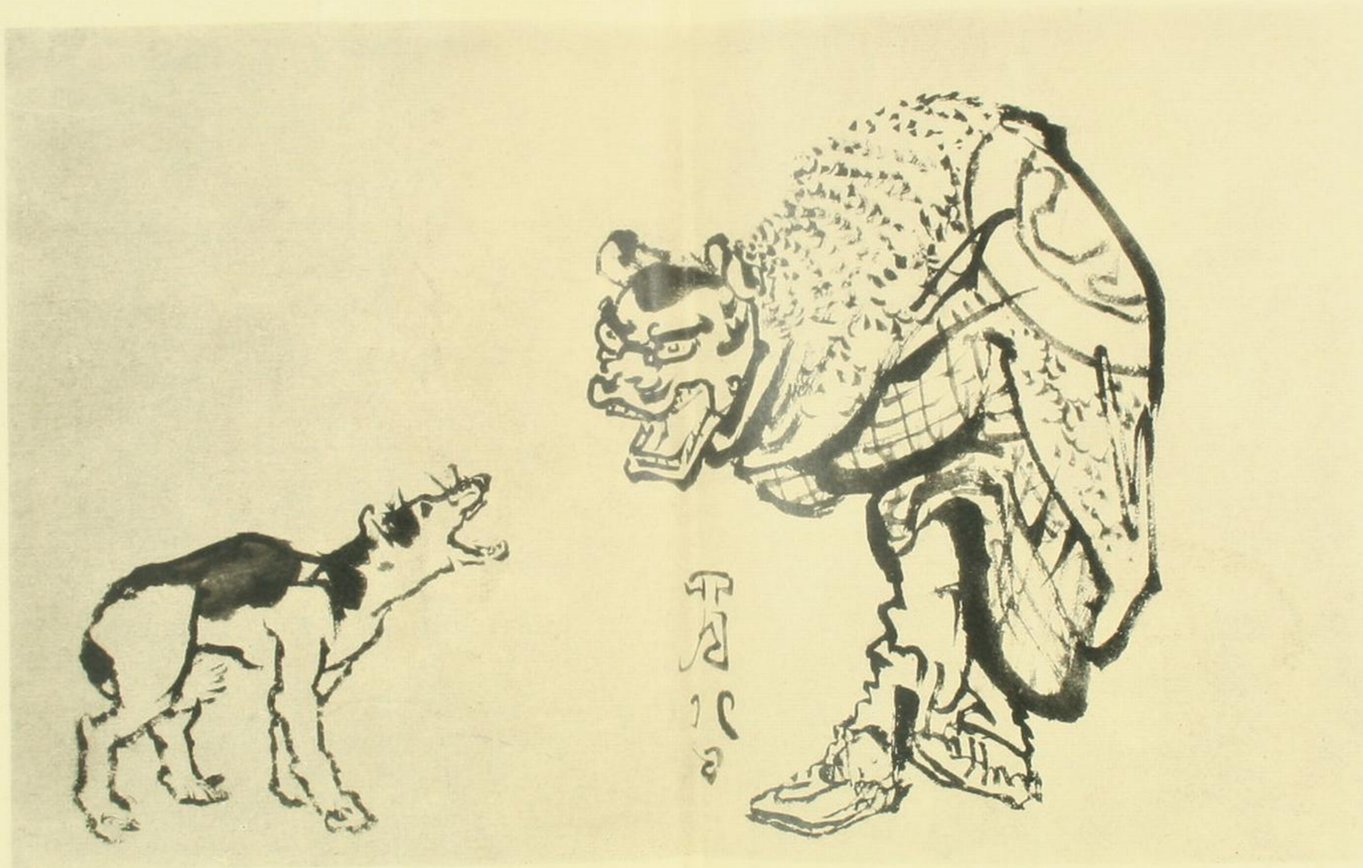

[illegible]

○清国人者[illegible]の教育[illegible]況祝祭と[illegible]流者[illegible]提学使の四首春[illegible]洲北の提学使代二四衙、黄紙貴字仲強、浙江の人なり、此人[illegible]と[illegible]人なり、此人[illegible]文代書[illegible]と長張の位地[illegible]人なり、年齢四十二、[illegible]学問[illegible]、早稲田の図書館、他の提学使と異なり一心忠誠、[illegible]、[illegible]の寄[illegible]る[illegible]の義既を見たい[illegible]、是[illegible]待つて再見したいと云ふの

[illegible]

で一通写終せて再来し、仍て其の為志成
しどころ頼もしく思へり。彼義疏の全文典籍を除
外し義疏と称する屋号をしめ其の特義
疏の一部を写さんと揃つて之れを焼つ比黄八
洋く長ち慶境数的、義疏を移写し其
稀世の珍宝と云ふ卓上に備へ置きし
書画帳の義疏も親子記を著し其の比
り又義疏の著名のすべを物細なる手
帳の書き留めの如く全く黄ゝ紙なる先きを伊
勢国大廟長の玉宮雲本（即ち早稲田に移せ
共の版本を長し云ふ）を以て比かを細文

ゝ格本揃ち本に寄文鈔閲新記本を以て
し既に此の書を写しゝ中に寄を問へし
文鈔閲新を写し已に寄を未だ
ずと云へり、文鈔閲新を新し清本を有花
ずと云へり、仍て金を問へし仏こゝ残簡
を有ゝと云へり、仍て金を交換を乞
ゝ仍て寄の上巻迄ゝ写を尽くゝ
金ゝ又彼有無書を紙書子方文、長年書流
西八稜西語を問へし小稜西語
のみを写ゝ写を尽くゝ（但し侯西語の方の廣本
花ゝは異ゝ仍て金を黄

かくのごとく義方家をなすことを知り金を費
し宋版の図書完部を求めしもの世間
ふ多くまた七と二部の部不足せしか一部を友
人に奪ひ去られたる時版と数十種を得たるものとなり、金を
もて自慢の生来なるものとなり、金
銀箱の宋版秘籍の目録を著はし
元来黄表一冊を新に作るの誤をなり流
れを汲みたるもの也金四郎
の上の出るものなし天晴し親人ことを
ば大潮伯の清のごとく高尚なる人なり

生涯書物を愛する在来の市井中者
物ずきなる人の手続を為さんと黄を渡
書こと是れ北斎一流眼福を得ることを
数年を経て遂に黄の図書部を得
三部の目録を四一々数書
し終に書籍の数中に自ら検
索の著作し来清人来
まるものの十を以て数を
めて清国にて米比こんあるを知
こと数記すと云ふ（安政三年十月十七日）
ものなり　本草流の新片一二を抜き

知不足齋叢書

三十二集　每見此書止有若干

沈曾植　月內所刻　安徽提學使　甚有學問好古者　此本初

○昨日案牘之暇、偶閱叢書中之一冊、自書名觀之、疑一冊中所收之人、
之印刷、而書中所收之人、
の花卿あり、蓋の人
集、余の親戚の家、
山田く花平田
と共の云ひ養子
吉日を移物す、
を度さうき、
ものなりし
二日スキ山

本を紅葉張屏風の
度（[illegible]門下の人）の俳義をいろいろ拾ひ集め
自[illegible]の上中下三巻あり金[illegible]的
偽りも戯れの之んを言ひ、言葉を後、[illegible]
葉を金の言ひ[illegible]とるを[illegible]
本人の許[illegible]あり[illegible]
しを金の巻上[illegible]
[illegible]は拙言の[illegible]
金拙句の本を編[illegible]
[illegible]金[illegible]
且つ金の巻中の[illegible]

換[illegible]金を[illegible]本を丁寧[illegible]
しかも珠[illegible]す、山人没後[illegible]
[illegible]十年前の文[illegible]
永く門人保護[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○ 世尊寺法書　十帖

第一帖　臂頭

入木相承大祖権大納言行成卿書

常楽畳閣の行を載す

上毛　町田清興蔵定

経巻

寛政六年季歳次甲寅六月

上毛持田循勤成於蜂古屯

東郡井上慶寿鐫

世尊寺十七代法帖を再比叡山の帖集

古帖をもとゝ世尊寺の法帖をも

併目録を立てゝ二束

三文の價を以て出版

仲の底流を汲むもの

今年の出版

のこゝろ寛二十四

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○北條市村宮辭而ハ其の編纂の作る年紀異同政一書を作りし典籍の日本上代の歴史の年紀をつき作編纂の誤を訂正し作ふ、多くの也、即ち一本を謄写して之れを改分を窺ふ使すとなり

年紀異同政序

日本書紀の年號を記しとる孝德天皇の御代の大化白雉と天武天皇の御代の朱鳥とのこと、しるを去んぬる以前に於くさくの年號あるを迎號

年表の載せるをこの大化より以前なる年號もそれ公けの用ゐさせ給へるあるを多くは高祖の御代の制なるべくおもひあるに又大寶より以ちと異說あること

さんぬ今大化以前大寶以前なるとおきて大化より文武天皇の大寶の年號の異說を考へ

又隱れたるさることなきとの年號年次の異說を考へ

記紀とのの年紀とのの

記紀又ハ即位の年紀とのの異說多くして

古書を後学のいとまきらんしくしてよく
心得ずハおもひあやまるもあるべけん
ハ今章句の所のそこなくを其文をそのところ
くるを集めあつめて書を編纂目あを
附して行ふ所ハ世ともいくるを文の意
の所をもとめんハ元ちるを文のきるを
九ハ世の

第廷改元唐中八月の稿西蘇識

去る日らの年紀のことをえやく仕度
がてうの出来を論ひこんとす況い

とくにくしうう誤るまどもこの
うるを引書の引とくるさえるもの
さんばかり一ヶ本書をえるくるを
改の中或ハ者を或を始ハ加ハ
しうるハもの一つるる從金
清りるもまた多をくきの漏
んるも多うべけれハそハ後のよ
き人よる定れよ

○巻子本皇代記抄跋　ちゝ早稲田の書とゝ
つゝが亭国方家の国書総目録にゝ
正敬ゝ家の国書一部も長い、えあ
ゝりゝ国書総目録にゝ元こゝにある位子
ゝのゝ、安しいゝ書ゝ国書ゝ寄贈
を受けゝ南的の新記中ゝ記しゝあるゝゝ
北條氏綱家の経過ゝ明らゝ
をしゝ一部分言さゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ一部を紹介の料ゝ供ゝゝゝ

○前者即東壁供養仏菩薩衛尊等殿大日経のものを記して意義が其の首尾を即ち左の如くなることくひあるも、施設文を五四義等に説く義等の図なりとなすべきなり（抜ひあり）

○此の岩手郡の或る人、去る早稲田の開墾の時、
掘り出せし事にて、形石鏃類の中なる形石鏃の
内、大さ三四倍もあり、殺る石器の或
つゝ、ちつと比、鏃とし、[illegible]味殺る石器の或
を射る事なるべし、[illegible]ぎとれ物
[illegible]井八郎信[illegible]之の[illegible]、[illegible]士の云
[illegible]こんな[illegible]の[illegible]石鏃とこゝ[illegible]
[illegible]の[illegible]、[illegible]
小 stone scraper と[illegible]
の角をそゞ[illegible]、[illegible]用を為[illegible]
[illegible]接する石を搖き[illegible]離す[illegible]
[illegible]の鏃、[illegible]の

小見、[illegible]
使之、[illegible]
[illegible]
建治三年九月日
従五位上行秋田城介兼[illegible]朝臣

此四分之一、此外四、前三句、度於心時義中更開、名光充一切無地、有地故曰、上方無地也、就前三句、於信解也、

大毘盧遮那成佛經疏卷第二

建治三年九月十日於鎌倉寺信敬書

瓦器を用ゐるのみ也さ二寸ばかり位の木の板
うつくしくきざみあるなり又瓦器のみ書
白色を帯びたる越前の五經三寸程の瓦が交つ
てゐるのみ有るなり何れも瓦器の
塔井もこれを又ところ此の穿心あるこの
ごとき瓦器らしいものと思ふ何れも瓦器
る日鏡の作る材料なれば、えをアケユケ
かいて鏡を作るのみあるなり此の図書館
の所しもある此の瓦器は少なく針ち一二本交つ
てゐる

○諸門跡傳（一名華厳要略）を利用せの
史籍の新く収めんとせし史料（天文）の数
ちて寄しかが本五冊即ち四十四葉が一冊
欠けてゐる、内務省の完本があるとのから
内務の方を閲覧したが、内務省にもある
とのこと色答うまに、伝うるもとをなす京
都の第四高等師範学院へ廃官方を尋ね
ばいけないとの論完本がある筈に
○別に今度の集の次で仏教全集
を出さんことを計画し誠文堂が廣文
堂遺族と交渉したこと出来ることも
そこに先方の得失ありと文部省文藝

したる和田氏の命とうけ人と編纂上のことをお給りすることに決し見る氏の遺著を蒐集しつゝあるが元禄の頃得た日録を大略左記のごとくひろう

伴信友著述書目録

長柄山風 四
鎮魂傳
正ト考
周易私論
驗ノ杉 稲荷神
高橋氏文考
動植名彙
殘櫻記
和氣系圖附考

○ 神社私考
○、 蕃神考
○ 活板 中外經緯傳
○ 松ノ藤蘿
○ 瀬見小川 加茂上下社及ビ末社ノ神
○ 板 假字本末 片カナ、平カナ、神代字弁 四
○ 竹榮抄
○ 上野三碑考
○ 表章伊勢日記附証

宇知津志麻 神武中州ノ御事及ビ平城帝ノ御事

史籍年表

中臣祓要解

言語應聲考

八幡神考

佛神論

八所御靈考

源順家馬毛歌合註

長谷寺緣起剥偽

方術原論

大刀契考

神璽三弁

宝鏡秘考

倭姫世紀考

成語推格

真卷方鞆考

神樂催馬樂私論

神樂催馬樂歌奇語考

獸肉塩湯考

越前敦賀郡官社私考

和名抄國郡鄉名考證

參考姓名錄抄

神社古緣起類集

神名帳考

饒速日命傳

比古婆衣

三神器故事秘抄

逸國内神名帳

神人弁說

語彙

言語轉訛論

伊勢物語由来考

神社古記

馬射式沿革考

國造本記考證

葬儀考

姓序考小補

式外神社考

前王廟陵記訂補

古墓誌銘

弓矢古義推考
逸文風土記
大周帝外説
風土記逸文畧註
和訓栞餘
續承脉小論
陰陽根名彙
元弘日記
南北朝鎮西古文書
五國古文書
○伊勢物語雜考
國歌八論弁
肥前風土記畧註
常陸風土記註小補
出雲風土記註小補
武器考證註補
結城文書
武辺叢書 正篇 續篇 四十二冊
南北朝旧記類
赤穗義士流芳 正篇 續篇

古文書集
古文物小集
古文零集
古文書要集
戸籍逸
古文物異体字彙 附皇國製字
職人歌合
鸚鵡轉語例
波夫理和謝集
續修國史姓名抄
古文書抄出
古物圖彙
古陵墓集
○古唱集
遊古世
公事根元禁秘抄補註
武器圖小端
增加金石
武藏阿伎留神社古物考
皇居避災例

新田系圖
朝鮮荒山碑文記事
竹園家譜
御礼服圖繪
信友歌文集
忍草

校訂補註

日本紀
日本後紀
三代實録
社記勘録 二荒山神社記
日本逸國風土記
尾張國白鳥塚石函中古器圖說考
論鬼神新論
信友隨筆

續日本紀
續日本後紀
文德實録

古訓古事記
令義解
和訓栞
古事記
和名抄
大鏡
年中行事秘抄
扶桑畧記
讀史餘論
神代卷葦芽
色葉字類抄
和名類聚抄
本朝世記
延喜式
水鏡
增鏡
万葉畧解
群書一覽
雅言集覽
職原抄

管家万葉集

古事記傳

霊異記

帝王編年記

其他多少書キ入レナキモノハ無シ

○本邦の刊行の初め考海天皇弘仁六年一万部の小塔を造りて其中心経の陀羅尼を納めしと寸大寺に至きは
経の陀羅尼を納めしと寸大寺に至きは
之、其の陀羅尼の印刷を以つて之れを摺
と雖も之れも前の刊行のものなり流
〃以上の之れをきくに黒川真頼氏本
邦書籍刊行の多く於て左のごとくなり
本邦書籍書籍を摺写せしことは
天平勝宝二年武蔵四人大伴赤麿
の家族の赤麿に在りの罪を赦し
刊行して之を其人に與へ衆業懺悔

のゐるゝセしことゝあり其の後ちの日記四現報
善惡靈異記中巻に載んゝ大伴春麿
吉武義國多麿卿大納言也以天下勝寶元
年己丑冬十二月十九の死以二年庚寅夏
五月七日生二里班犢一自負神文矣、採之班
文謂春麿吉擬於己所造寺而隨治心
借用寺物未報納之、死亡爲、爲償此物故
受牛身者世、於茲諸番屬及日條其
慨悔代而慄之、但謂作罪可恐豈應
報矣、此事可報季業、**楊模**故詩年
六月一日傳于法人矣云とあり文る楊模と

ゐるを其のゐるを文を作るを卽行し衆庶
ゐ祝するを云めて此の者天平勝寶二年
とあんは春論天皇の六年陀羅尼を作
り神護景雲四年ゝゝゝゝ廿一年前
ゐ文ゝ

日陸士又楊模ゐ記し左のゝ如ゝ

新撰字鏡卷七林模の字の條下に模莫
好反法也摹字親也形也掩取象也加太支也
とゝゝゝゝ抑此の新撰字鏡ハ寛平四年
草業已畢と其序文ゐ見えゝ也未訓ゐ
ゐゝ毎字の條下ゐ施ゝゝゝゝ模の字

加太支と施し文字及華文を彫りたる
光り木を用ひるとけり紙形木の文字
以て明瞭なるものとなる
すくし（万葉集の六位の地位を或は明瞭と
なるものなり形は此のかくの如くことなり）而して
又摸を高を摸する紙を掩て象を取る
ものとなる也（以下紙刷の手法刷の
完璧延長の時代を摸の上に掩て象を取る方法紙
の摺写の法と同じ）はさるなり
○書画の印行七月六日に始まりたるなり里り

博士は寧楽朝以前既に之あると断ず
書籍刊行の起る云く
世に所謂る戸隠切延暦寺切と称する古紙
ある紙上に小塔婆の形を一字毎に印ず此
の法は聖徳太子の事とし伝へ其の
紙やはれやを以て造る也 寧楽
の朝に至る以前の古紙なる也
支那の製に倣ひ紙上に華彩を印し
之を唐の紙と称す千載集に唐
紙の形木と云ふ事を即ち唐紙の花文の摸
板なるべし

○槐記巻一十二月五日の條に近衛家熙公が六年
の艱辛を積まれ唐六典を校訂せられたる
ことを記す、古人の校書の精細なる驚くべし
人を慙死せしむるなるべし、今なま之を抑し
て自書せるの箴とすといふ
吾蒙候時の御校しおはるを求られし
故書られ因にあらぬうれしさよと仰らる扨
是はさもあらぬ事なるべしと申せしかば潜
に見るべし唐の六典なるといふものゝ見
出されしめづらしくおぼしあんば嘉靖
本のみなりし先年新井筑後守が書写の本

を献上せしも嘉靖本の写しなり御前の本
と異なる事なし大方先年より思ひたりし
此六典の磨滅と闕たる字を新旧唐書其
外唐代の書どもより正しく正されたる
是よりかしこて此書写の本を献ぜらる
なる臓うちの紙まで六典ことしく書写
なされ點を付られ磨滅と闕字とを埋
を以て頭に書加へられて大方を根なきさ
ともに書記しとゞめられたるにて訳なるなれ
六年ハぬくのなるを以て校合を仰付ら
るべきと思ひけれども今めし御心にかな

かりしは本二典八度の活字を板行に行ん
しハ宋の紙墨の本が根ゝ共版絶て又
正徳ゝ一本版あるしかゝ断絶して共版
ハ全く滅しとゝ吹の素読の印本
しとゝしよりし素読本の版ゝ又ゝゝ
元ゝゝ以来御四家かけんしかゝる終ゝ
ゝゝ吹の版一あるもの吹ゝ元の御書を
御義版あるべきと思ゝし、おのゝ元
月中旬の比四家ゝも元書ゝ新書し
書のゆゝ正徳版の六典板ゝゝ御絶
ゝ入る早速めし上ゝゝ出ゝゝ此年

書板御校合ゝゝし最前の摩滅を補ゝ又
刷版を拵ゝし所ゝゝも一ゝ印を合セ
ゝゝかゝし印のゝゝゝ素読の本ハあゝ
もゝゝあゝゝゝ版ゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ版ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝ別のゝゝ
ゝゝごのゝゝしゝ書ハいめもゝ板ゝ
もゝからゝゝゝんゝゝゝゝゝゝゝ
どのゝゝしゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
んゝば嘉前の印書ゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝけゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

七よかしと和尚なる人多かりしが其本を物の
ちばなるくやしかりしかるべきまま書きうつす
六年の物の如の蓋うと思へるもこの物の
の写かなとあるべしと思ひて、こんりう文あ
る心ひんなる一部新書にして此の山本
を正しく伝異し正徳まもの者の為に
其由り正徳以来蔵書まもを以ゆる校
しと物のあるべしと思ひて此をとうう
越しんなるハトあるうとうう此公思
ん此の物きこと此紙数肝を銘し
ありがとうこと此紙数肝を銘し
おぼゆん

○栗原柳庵の柳庵随筆和字部の考説
を載せる正平版論語の版木の後来を知う知
る生ず一部なり、即左なり
正平版は堺浦道祐なるもの刻するところ
なり版なる文人狩谷望之が行基菩
薩兵衛の墨の墨なり也此市毛光長
校勘し覆刻すこと

○庶神天皇の報る百済の和通が論語及び
字文を献しなりとなる事なる著れの多
十三年なり本なる此伝なる校

なる文を記したりとなる書実を取立てるの
関し異同多きもの世の説を并せ考へて
日本紀を撰ばれたる和通が本邦に渡
しは応神天皇の十六年に当り千字文の本
邦へ入りしは百済国の太康六年に当れり
那は雄武帝の太康六年に当れり
七百年以後に論語を渡すことなれば千字
文を記録に載せたるは四書の渡りしと
代のこと未だ記載せざるなり
ハ字、さんぬ、こは言葉を過うる後に渡来
未だ詳めざる書籍に用ひられ渡り

世に書籍に書籍に書籍しかるに世に
ハ字亦天皇の御学和通法師が拾来
つるよりて諸侯へ渡しこれをいへ
ど往ひ難し応神天皇の時に渡る後に漢
しかるといへども梁武帝が周興嗣に命
して韻を次がしめたる千字文をいへるなり
の如とあるくるとなる所のものを説き出
来るなりけり周興嗣が韻を次きたる千
字文後世行はるる千字文と称す
るが是なることなり乃ち東大寺誠和尚
の記載する王羲之書真千字文二百三

行とかへきを見るべし此の千字文世にいふは智
岡出墨妙中四字載なるといふ是なるべし
其の全文を採ていはく　前後を略す
魏大尉鍾繇千字文右將軍王羲之奉勅書
二儀日月雲露嚴霜夫貞婦絜君聖臣良
尊卑雅別　……
庶幾廉為九郡沛滅秦羽傳説佐殷洞庭遼
遠謂語助者焉哉乎也
[illegible]あり智岡出墨妙といへるもの一百七行あり
試此帖なるもの二十三行あり因てあらたなる試
此帖なるもの智岡出墨妙のうちなる文字

大かた行数一倍するものなるべしといふ
當時本真草の字文といふ真草二
體の書ならずあらず真草古今の書
また一の書誌ありしと知るべし
文和通の試しる論語を能く栗原信充
の考に依れば論語十巻と見えたれば漢
の孔伝か或は何晏集解本なるべしその
外に漢書藝文志に論語二十一篇とあり
古書数を記さぬ是前漢の時十巻本
なりきといふべし　其の册十巻本とや
しは後漢孔注をのせたりといふ此は何晏

集解を作る又孔穎達十七史梁皇侃唐石經をおもんじ」とあるもて石經を
以の日安集解の内なるべしと
長多村氏節は義孤高の淳化法帖開皇本
一の漢章帝が用興嗣次韻のもの文
中の語を第し夫錄以前早く千字文あるを用興嗣次韻
のものを用ゐ梁代のものを入れたんと
別に一説の説を立てとるも余る字
ろ里川説を取る者也 任節の説に云
北千字文は拙めて古きものとさるる鏡

録ものう撰ることあるこうう淳化法帖
本一の漢章帝書八十四字あり(鄭氏
遠が秘言るも八十四字とす顧炎武がは
初拙るを欲やといくるは異なるう)今世
の行はるる千字文中の語ども梁の章
帝は吾武帝ともある九十年ばかりも
昔のものなり漢末ともあるる千字文は関
興嗣の次韻なるこの世といくるが善の
説なるやもこの章帝の書を仮作る
といつくり、さんだ世吉のさまを人の書と紛
とおのつくるなるあんばかことさるる

粉々たる飛々や東観漢記に北書非二章
帝迹亦前代人作似録書者集成千字中
録耳、欧陽公疑以為漢時学書者多為
此録云々また山谷が北書の跋も疑是蕭子
雲之最得意者云々の説あり又
王澍閣帖考正に北書を抵き手に
伝んとすれども深く誘めんを取る迄
なく、元来おもふに千字文を蕭の世
まで行んを乃清まても傳らるが後
に蕭世に亡ひ失て絶えんを惜みて
んつ年既に梁の代に周興嗣う改

めこしてしるせし清化帖誤まりしといくもこ
と〳〵く王若のさかしらもあるべうす
況冨貴家一の粉しきものとりのそべき
理なんやと

○義之の蘭亭帖は為の本とまかある歟
定武本のうまひ物也

定武本在汴宋時猶不甚重之黄山谷以為不
失右軍遺意於是始見寶愛南渡後一本
東使数十百緡購一本於
靈宗道提點還至昇山舟覆落水大呼蘭
亭在此餘年憂矣於是遂以此帖為第

蘭亭題曰性命可軽至寳是寳云

○世帳ハ洲の守王宋輔道の撰する所を以て世帳の名あり輔道を宋人と記帳に名あるこゝろなれども多く断簡零篇を湊集する故を以て或ハ之れを非難するものあり此帳余多を弗琅閣に於て寓目を既に

○京都市にも金澤図書館を設け書籍を収集し伊東博士義を以て金澤諸藩文庫なるものを開設し其人を傳記に来れ伝えいろく設計する所あり新たに出でゝ紀稿を大橋図書館に於る花のごとく文部省

■一萬四千余冊を買ひ上げ五箇年の任費一万円地方費六千円図書費三千円と云へり先づ市一を建築さるゝ日比谷図書館なるべし

○市の中央図書館、是れ市の長官なり市の図書館を設ける也 諸藩文庫を図書館に設ける也 即ち帝国図書館の如き

○帝国図書館の如き帝国図書館なるものの四中稿本と余外の市立図書館者を多数より三名出す 義定 日記

○帝国図書館 世帳 三十九年十月十九日

○帝国図書館の真價を鑑

之を標印と謂ふべきかなり之を忘れし
此頃百傳て王蘭井の印雲銘跋を閲てそ
鑄造の標印とすべき事二五を掲けたり
聖教真偽至難雖鑒者家多以深字水傍
作両喙者目為原本然也見覆本多矣其水
傍作両喙者亦不少以此之真偽究不足據惟
佛道崇霊道字首二畫中断遍検覆刻
皆絶無有以此為之百発一失要之此点只為
初学者之法耳云々

○瘞鶴銘を支那でも所謂の名の言いもの

あるが之は佛の御一代記の如く同じく黄山谷
の跋文は名家が涌雲と評したるとの
ひなる、勿論こんなものは得易うて偽物
本ひなる、其原を焦山と云ふ所の瘞鶴銘
岸記石の間にあるのを秋冬の海潮の山崩
に崖崩れとあるも毒中も偽物なるを
言が出来るなれども又此の銘の第
百之古来之石間の物なるとも云ふから
なるも法しきひとある黄山谷なるを
義之の書なと跋言したるけんぶも義之を
七字い、頭印永叔其他の佛の銘ぶ

あるがいまだ定説をえず扶子なるべしと

○蘭亭帖を義之の真蹟のごとく法帖の王たる文字の精妙なる多くを以て

なる説もあるとえども証をいまだ保しがたし

大別すれば二流となすべきことを出来るべ

一を唐本一を定武本とする定武本とは

王禕が右のごとくいへるものなり

蘭亭自唐以後分為両流其一出於褚河南

是為唐本其一則出於欧陽率更是為

定武本定武唯一石至宋南渡後士大夫家有

一刻遂至多不可勝祐本当時摹搨極多

流傳最廣云

然るに二流あるも黄山谷等定武本を称揚

しもっぱらこれを以て絶品となす故に

定武本多く翻刻せらる

唐本多く真本を宝

玩の高価のごとき一二を見るべきなり

いとえがたし

○ひとしく義之の書たりとえども蘭亭と

聖教序の間なほ軽重あることを

竹雪堂叢帖の内の一項を挙げ

蘭亭再後刻南宋以来多至数千聖教

絶数十行耳然蘭亭雖轉相摹仿数百年
来人皆珍之獨聖教覆本之勝趣良由蘭
亭千載矜重摹刻時不敢苟且故至今多
下榻聖教則唯賈人率意重刻為衣食資
既乏勝情又鮮妙手所以筆趣頓置了不
足観又蘭亭武本存於世者絶少但得舊
榻便交相矜尚聖教宋本往々多在人間至
有隻刻亦不為重況刻又不任乎

○白氏長慶集の六帖に白六帖と云ふ大抵
○の流布本は白孔六帖と云ふと全体系統
八廣白居易六帖と云ふて三十巻さ

えもたらす比、宋の孔傳が續六帖を撰もかつる
後人遂に其書を重んもるを尚とくるもつて
帖と名くるもつて也
○近来古代錦繪の四枚の美人の價を
ありまるもつて比のもつて云ふる
一時の評判が如きもつて
でも西洋に於て行つて比の如が
住比と必ずもたらす、地位林忠正が殺し比の
林うもつて外国に於て行つて比美陳りの
版錦繪を言う出し比が、貴重のもつて云ふ
の輸を言ふすさまじいものがあるも二

十二箇月ものゝ一枚摺にて 一二弐月などの價志
かゝるつれ十二枚綴其外一枚何十円と月なる
價びらえる数多枚の錦絵八巻以上のを
ともつも此紙の平ヘ仏文館の事発行の
なる聯ゟ買つれとなりたるものが、 なりき
左の数点もあり
一 絵本時世粧 二冊 初代豊国 二十四円位
一 三十六歌仙 一冊 吉原重信 十二円
一 東山(?)三十六景 北斎 画 錦絵一枚ニ付十二円
一 花鳥(?)... 北斎 錦絵八枚 一枚ニ付二十円
一 拾遺漫画(?) 同上 四枚 同上

○文徴明 庚寅ヲ生ス 印に惟庚寅吾以降
とあるハ楚辞の語なり 後の人これを擬し
て惟甲子吾以降とする印あり 是ハ拙き
古来よりの誤謬にて甚しき 字を下
すこと 苑の名なるなり 印集理義
○関防の事 文徴明は長印なる 云杜氏の包
典ニ比斎する木印なることあり 此の合典ニ
容ねる用ゆることこゝへとりて 何れの体を
防の義なり 開端ニあらハし 幾の印の用
なるをいふなり 同上
○考証古碑の所在を探出し今現と本国録

[illegible]碑（顯太王陵安如山固如岳の銘文）の拓き三宅米吉の記する所左の如し

今茲之を拓するに長サ九寸五分幅九寸三分厚サ七分の平板にして其の一面の表面鉋を加へ銘は側面の一方にあり

即ち長さ九寸五分幅七分の（瓦の厚さ）面にして十二の方形を画し其の上下面に陰を陽き他の各方形に一字の光を印す文字及び画線は陽起にして銘の字の線を碑文の字に比するに一致せざるものあり若碑と

此の拓本は三宅氏の所蔵なり

明治三十二年一月記す

○仿宋友全集刊行の事は和田氏に即定印刷の指定を終へ此の人を夫婦の花物の人びと新刻の開板ひあるべきの和田の仕事なるとなるべきの仕は仿友の遺稿なるべきを人びとの遺稿なるべきを、其人を遺族に仿友の業を継ぐべしと新聞に掲載し為の意を共にし有志の者共相共に仿友の遺稿を今の世

代がわの如き意のみなる古川と云の家の芸つれ、芸人数
供しと学問の[illegible]なる[illegible]なる、併し不便なり
の者稽古をなる仕家の義しなるなるなる、仕
家の方係も[illegible]拙なるものなる、都鄙の通言し
九の[illegible]なるなる似てなる取扱ひなるが、まづなん
もこれ[illegible]なる[illegible]なるなるなるなる
口夜人方四年間の芸代ハ当無なるなる華
俳言当起の到来を勧めなるなる甫が[illegible]
係なる者なる[illegible]なる[illegible]なる[illegible]なる数
[illegible]なる、其の四の一を金なる[illegible]なる
が前なる芸俳四、者なる歌一首[illegible]なる

其次きなる五六句の俳忘が[illegible]なる商業
なるなる[illegible]なる[illegible]なる徴のなる[illegible]が拙意さ
んと云ひ[illegible]体なる[illegible]なるなる
京都[illegible]なるなる[illegible]なる俳[illegible]
大方心配なるなるなる何色なる不足
なるなるなる者略なる[illegible]立れ
り入者んとなるこ[illegible]なる[illegible]何
不足の補意ニ[illegible]なる
薬

玉龍

[illegible]なる[illegible]なる

○高句麗古碑の拓本は正確なる拓紙
金石録に載せあるものの余が一本を蔵する所
も金石録墨本の如き粗雑なるものにて
これもと拓紙の原本を拓写せるものの
[illegible]
が考古学会雑誌第二編第十号に掲載せ
られたるものにて記事印刷は北方の淡少
なるものなり即ち拓紙の原本を高麗
の例に倣ひて四幅とせるが其四幅の
内第二幅の左端最下の一行四字「城四家為」の校い淡なる

北面に南面の第三幅の左端最上の一行「倭潰敗」
の一枚と入れ違へられ、かの字紙の
淡なるものが彼の最後の「後」の字一字
を剩すことき今度の入るべき所を失へる
ものなり

北京碑を市村瑣吉氏の二氏に
言へる一撮記」(三十九年一月十日)
なり、碑の四面第十七行一部の拓
ることを得たり全部は之れを伝ふ

○[illegible]

[illegible]

法木寺純の美子[illegible]

未[illegible]人[illegible]を[illegible]へず[illegible]事の姿

[illegible]の手[illegible]入りつゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]年十月[illegible]日記

一きうの[illegible]　[illegible]図　十巻　一軸

一[illegible]の[illegible]　中古大[illegible]　一巻

一[illegible]馬之図　[illegible]　一巻

一十二因縁之図　古文[illegible]　一巻

一異[illegible]　[illegible]寺　[illegible]長画　一巻

一[illegible]　古大[illegible]書　[illegible]冊図　[illegible]　一巻

一[illegible]人例　[illegible]異[illegible]書　[illegible]　一巻

一不動尊[illegible]検鎖繋之[illegible]　一巻

一[illegible]之節　一巻

一[illegible]官女之図　一巻

一 今芳物行者紙 内裏兒子 古大俵作 一巻
一 隠身蓑馬人物 大俵作中古 一巻
一 付柴神行用 小 一巻
一 年中行事之内 残欠 一巻
一 時代不同 部分 二巻
一 三十六歌仙 摺画 古写 一巻
一 源氏五十四帖絵 物語絵用 一巻
一 地蔵縁起 物語絵用 一巻
一 色目替衣束式并古写物 一巻
一 鼠息災紙 巨勢金岡筆 一巻
一 馬之図 一巻

一 人物花鳥山水鼠 襖下絵巻 探信古俵作筆 一巻
一 大俵人物 妖怪を写し写すもの 二巻
一 [illegible] 京七色図を写すもの 一巻
一 同 中古俵作 一巻
一 絵巻物 校巻 大俵作 一巻
一 七人男像 一巻
一 京作像 一巻
一 大俵人物絵巻 彩色校巻 一巻
一 下絵巻 二巻
一 [illegible] 妖怪の巻と名づく 一巻
一 絵図 一巻

北斗會前ニ輝ク所ノ作者ヲ挙ケテ数ヘ難キモノ

一 大臣図　文品の優秀なる画家鈴木の印を捺す　一幅

一 勝作　一幅

一 蒙古記事図　四幅　二幅

一 関東会戦図　吉谷雪見図　二幅

山科元祥著異り其村の図書一覧と作る事あるべ

○大臣図ハ　人数八十の長幅也画家作法

印と云ふ　品見住宅別墅の絵と云ふ

如東図之見也

園大学校舎図　高橋伝助来于温之可言

于歌云と者、先年風雅集竟宴可被画

供歌、為其地可、於仙洞被召人々、令画之、

余向里第可令画沙汰云々、余者冠五衣温

之、民部卿可令画之

知盛云北八十人と云ふ花山院左大臣家忠

公々北乃、公生川右大臣道長公終ル

○狐物語　狐百家

類聚目六、狐物語、光仁帝、留目云、狐百
ヨ、百記画工、言継卿記、天文十二　内侍所、晨向
余源氏□□□　現物也、狐の絵見物也
めの絵ハ、二巻、俗書
○付喪神記　二巻
画者不詳、一ハ土佐光信、詞云、修陽堂記
云、器物の久しく化して精霊を得て
ヨリ人の心を誘ふ、ものを付喪神といふ
是ものゝ世俗毎年三月三日の夜
の具足をそなへ出して路次にまつる付

リ之を煩悩といふ差別の義ハ一と云ふ
ぬ付表神の供養ハ何ぞしと也と
ハ等云、注不動経ニハ、付喪神祭図あり
伊勢物語ニハ、ものゝ一と年ふるまゝにつくも
かゝ我を古ものゝ云ふ　杜ものゝ古ものゝ増鏡
巻一序ニハ云、うの世語ものゝ云ふ　いひしつくも
かゝの物語、人のもつのゝ云ふ　ものくさうなる
巻ハ、御手あるものゝ人の巻
リ巻ハ云ふ
異雅云一本法華経　巻ハ　京四之工、山家物語
花二巻、表紙　東寺文輪　河内国東、此物語

佛像ノ胸奥ニ云、左大史小槻[illegible]画書ト云真
言宗東大寺僧侶大法師任賢、此之都
所生、非博学手成佛二尊ニ有、用捨可者云、
二尊
○時代石山歌仏
画隆信、玉家豊房、共ニ廿二、寛文十一ニ戸田
采女正殿ニ[illegible]の弥九郎ト御脇指御拵
拵ヒ公方家献上、御[illegible]の時代不明の
歌仏二尊 ノ内考後用聚院 [illegible]
八大[illegible]
○素丸 新[illegible]東国
品目、元寿[illegible]画、画ニ有[illegible]

五郎五衛尉秀長
元弥云国中往ニ秀長自画の家ト
[illegible]聚目云、[illegible]云、[illegible]秀長作云ト
異本ト[illegible]
ヒ[illegible]画ノ内[illegible]の事ハ文[illegible]
[illegible]
○十二因縁絵 [illegible]
品目云、十二縁図絵 [illegible]
○病草子 一巻
画刑部大輔[illegible]、不成人ニ[illegible]ヲ画ク
[illegible]刑部[illegible]不[illegible]

也云々上代能書也　興書云　彩花蔵之画
一巻　古鏡高麗之輔吉之真跡　同縁云
卜部兼好所写也　而今分其中二葉贈金
月舟和尚　謝之　其画最出一時之戯　実可謂希世之品
寛政丙辰春　初而之観之　画所預後四位
下土佐守藤原光貞書之
勅賜日六云　唐草の縁之長幸と有
何れり本を云ふ
品日之画之長　河桂狂々の画伯を唐の
りくり　唐幸尾張の人大鏡某の弟也

異族図一巻　紀雄云　興書云　太異族之
図十七枚　高麗の縁　刑部大輔光長
制医真幸　寛和四年　光長也　仏像之像
寛和四年　二月　二十六代孫縁
不動縁起上土佐守藤原光貞と有
○地蔵縁起　二巻
縁寿院法華寺　同世尊寺行房卿　法印
大内義弘　拝領の書

○京都の客舎年紀客来来手の雲庵
舟発渡を後に中[illegible]乱れ一二を[illegible]、[illegible]
[illegible]を[illegible]書簡を[illegible]し在[illegible]の[illegible]
[illegible]

清貧以為惟永師千古の文[illegible]慶禮古語
為得草書之正雖変化不及[illegible]而格律
嚴謹之数[illegible]奇之態[illegible]
又未芋一の小楷西園雅集記を以つて[illegible]
[illegible]

北西園雅集記乃其壬生嘉列之作前也
[illegible]有西園西会号天運所開[illegible]

多匹者也顧苕亭有宣武西園猶少在刻畫
宗伯戴洛帖中僅存形似全之神采
之余以康熙庚寅得此本於淮陰市刻
既精良揭復古雅此西園之宣武本也西園
為米老亦一作此本為西園亦一刻云云
宋四家の書を用ひ蔡襄漢亦一米元章
二黄山谷之九次き東坡ゴ[illegible]
者ゴとあり曰く

蔡襄漢

唐以前書風骨內斂宋以後書精神外拓
豈惟書法醇醨不同亦世運升降之所由分
也惟蔡忠惠公欽才於法猶不失先民矩矱
当為有宋亦一然比之唐人亦已少鬆矣下
此諸公各皆習氣去晉唐風格日以遠矣

米元章

米老天才縱逸東坡稱其起筆入神雖氣
質太重不免子路初見孔子時氣象然出
入晉唐脫去渾穆而自成一家語為東坡
故當俊出其下

黄山谷

山谷老人書多戰掣筆亦甚有習氣
然超超元著比於東坡則格律清挺矣

故當在東坡上

蘇東坡

宋四家書皆出魯公東坡得之為甚姿態
艷溢得魯公之腴然喜用偃筆之七人
清迥拔俗之趣在宋賢中故當小方丹

黃全の碑は漢隸三種の一なりと云ひ補遺
良の原本なりと云ひ又黃全を二分と為す
人皆其の古勁沈痛を称ひ曰く
漢隸有三種一種古雅西嶽是也二種方整婁壽
是也一種清度黃全是也西嶽婁壽孔刻已亡

獨黃全完好無闕三碑既亡隸漢隸之
前思則漢隸法體頗雖殊淵源自一要當以古勁沉
痛為本筆力沈痛之極使可透入骨髓一旦渣滓
盡而清靈秀乃能超脫故云黃全者必當以沉
痛求之不能沉痛徒取描頭畫角未有能為黃
全者也云云

僕嘗說歐褚自隸來顏柳從篆出蓋古人作書必
有原本黃全碑者褚公原本也今觀聖教序
有一筆不似黃全碑者但細意體之見古人一點一畫
之有援依方知下筆之不可草草也

○嶋京都市四方を四季に分ち春は花
紅葉に依て氏の富士と称し秋の月を浮世寺町
又大の宮山の樹木を焼もうつき一所なる
海を望て大の宮山採花のうつる事代の
事なれ共しかしながら氏の名八紀伊寺を賜一
宗を隔て海を隔て四氏と紀伊を以て自
分の庵国と定て多数年すること住
て行き四十数年前なりて年数を経
あるしかるを林氏海のあまり面白きを
ゆえとて四季の後を名き大いに益
ますます楽しみなる例の意を示す例を

く年月を経て国郡を定め方郡を作り上の通
別立方郡第一廻あると一定の例を引けり
んと氏て嶋の説を引けるを例を引き
八海まハ説と云へ例を引き
こんと月の流れ弘紀関係あることを
ゆる巡て年月を言ふ例の設けあるん
現に方郡のを金波瀬と云山郡の
者を四月を定め此月に関係まる
方郡の例の一定の方向を向て斜めに
もて例を引けることきも月光を明に
め数を底せるし例を皆月を向て引

◎五山版

夢窓正覺心宗普濟四海妙　二巻

永一巻　[illegible]

義中自筆にて左の文字を摸書す

門人周信捨入五山吸江庵立交

四巻尾に左の四行入り義中の書也

永徳壬戌十一月廿四日等特周信捨入

吸江庵

四巻尾に左の語を係せ記す

吸江庵を報之云北本高

模莫出の外

十一行本

住持天龍隆師の花編

[illegible]

[illegible]

天龍寺十塔の内一員を存し以下闕く

毎巻周代　第〻五山の印あるも五

重山吸江庵を義中の[illegible]

の[illegible]寺[illegible]

[illegible]

外に仏和六物四一巻を示さる

本寺版[illegible]

其の版を[illegible]本校を印刷したるに
[illegible]へ[illegible]完文年間の書
[illegible]を尾張の版文を刻す
北関印校稿欲湮没仍為弘通之
金工壽良梓、夫以本覚理性、蚩昧
重鑑於群凡、叢物感儀、密耀於
光於未運、庶受遺宗永垂名彰
市一[illegible]琳[illegible]
校在南線真乗院

銀閣を辞し高を出して大学図書館より
[illegible]二三の書を示さる其中[illegible]
[illegible]延喜[illegible]
[illegible]
[illegible]天文地理等数つ
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]地理上の興味

多人時風流ヲモテ父子ノ間ヒ[illegible]ヲ著
記シ[illegible]其ノ編纂ヲ刻[illegible]　續歴代
[illegible]ヲ[illegible]又元和四年[illegible]
[illegible]人ガ編輯[illegible]　[illegible]紀一巻ヲ示セル[illegible]
[illegible]ノ序ヲ[illegible]　[illegible]暦、測[illegible]、音[illegible]
[illegible]ヲ載セ[illegible]　[illegible]
[illegible]其ノ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]　[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]　[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]

一皇元風雅　五山版　首尾ノ部　至元二年之序文ヲ附ス　四枚
一増注唐賢三体詩　至大二年ノ序ヲ附ス　四枚
　　此版年間菜巣子ノ跋并泉南阿佛井四宗頼之ヒ賜以迄ヲ家[illegible]ヲ五ク云々ノ跋ヲ
一詩人玉屑　七枚
　源秋甲辰黄氏ノ序ヲ
一七宮本
　日本書紀　四枚
一古宮本
　[illegible]本　天正才八年ノ奥書アリ　二枚
一古宮本　赤陰旅記　一枚

一 正氣録 朝鮮本 十枚

萬歷年間の序あり

序跋 大字 書体 拙なれども美なり也

我邦に於て意邪帝國大学図書館と花押する貴重
書也嶋鈔本の形と影本を参照せんとせしに深く
謝する所なり他の早稲田に花押する皇統義疏を
もて写真に附せしこんを酬えんと欲する也

△なんちるかめしと云へり 迦葉中佛く方丈と金
剛こんと菩薩に入りる菩薩集の衆を等け数
上の士者を親る処中一時くくに云へくけを
義平平宗の夢言四の法華経を印ち
なり揭くるめし ◎印ちなり

此の中諸仏をうきほのしおれる北の
方丈もうきあるし 橋西うきあるし
諸仏を中橋中方丈を中義を
諸仏を中を品勝中方丈を中義を
南ちし者ちおもはるは何ものを過
云と接てんと云と印ち十数数を白
多く接すの通数を新くくに刻しち

本印を以て恒長照寺の印米印を以て銀閣
かたちし葉宮葉子の印を用ひ村雨
雅紙を以て和歌の
元已雅き書あるも、左の如く
金を以て
明治三年九月十日於西京都巷
人民に於ても譲す

葉宮子

銀閣と掲げたるは嘉永三年

洛印

○穂井田忠友編まる所の地鏡財部家久
しく得んことを乞うて得たりしかば公頃
大坂の吉牌庵田子雅に問うまえを得たり
此書は東大寺正倉古文書中より撰出せる四
郡井庄の印を摸写したるものなり
也計七十印を取りめ附するに解説を
以て写す穂井田と正倉院の古文書を参照し
考へたるものなり、左の此の書の
序例を抄出す、穂井田の著述に観古雜帖と云ふ
埋蔵財部家久氏の印部序例
中務省已下至薩麻国印紙是東大寺

正倉古文書中一所言得也近江国郡十
領印正倉中不見之故採之於新造舎論
書以附為蓋延暦遷都已前一郡之故耳民
部省印採藥院内家私印採土生寺
印紙
御書所書写貴不可私摹也大政官印者未決
新古姑措之活隆元興寺印者
有僧家摹印諸節多不能手傳写之
徴失流布于世而足概見則今略之唯志
倉秘匣所収
文殊菩薩院諸寺業数論一巻摘搨印積

美濃国四字不能言得以為域為今地所載越
計七十印毎印方寸別具附録
天保十一年十月朴斎
穂井田忠友謹撰

○廿四書花形と称する印僧一巻を得江
悔遅国印存とあるは誰人の刻なるか詳
国人か寸有絶載の図を二十
四枚刻しかるに大抵大きさ一寸二分四方
位一面ものを多くいま論ずる所
ものの二ものの日ひとくいか
印譜印集

一つ位コンな彫刻がなつて七ようと思うて嬉つ
かしこんを大坂の唐田かとて文印うる佐久左衛
門のもの

○唐大坂の唐田と嬉つた本の重宝なものを
文印うるとて所蔵したるものぬひを

一十竹斎印存　胡氏印存　初集五冊
一和泥印存
一西苑図考
一十二国疆域志
一金石書畫書

一洛陽伽藍記
一才人録
芸亭の所蔵したるものなれば文印胡氏印
存なを堀出しひなる
此の日本の古版物なり
一三身大師略
一一茶孫閑話の記
なるものきなり
一泥絵
一提陽守稿
一礼志考拓

一 徐氏筆下[illegible]字本
こん[illegible]
[illegible]

○客宏六小問を得て[illegible]毋[illegible]の[illegible]刻を鈔
す（四月二十九年十月廿分京都にて）
一多寶塔為魯公少時書魯公書碑面
天下權輿於此碑以前[illegible]魯公書也孔
子廟堂碑亦同時書[illegible]此碑（多寶塔を
[illegible]）書法腴勁最有態度魯公書多以
骨力健古為工獨此碑腴不賸肉健不賸

骨以渾勁吐風神以姿媚含變化心其年少鮮
華時意氣別書也[illegible]
一余嘗說臨古不可有我又不可無我兩方合之
則雙美離之則兩傷不能多我則離合任
意消息曰心未能忘而委化以趣古人之節
鈔帖耳非臨帖也然不能有我但取描頭
畫角乎之神乘此又墨工輩人伎倆於我
何有故臨帖不可不似又不可徒似始於
形似究於神似斯無所不似矣（[illegible]臨墨數序）
一雁塔在今西安府南門外六里慈恩寺杜工
部所謂高標跨蒼穹者是也貞觀間

元奘自西域帰始於寺西建此塔久之頽圮長
安中乃復更造 褚樊察題名序神龍以
来進士登科皆銘燕曲江題名雁塔由是
遂為故事 會昌中宰相李德裕自以不由
科第貶進士始羅昭諫集向之題名削除殆
盡故所存獨記人進士子弟卿貴也子弟為
多五季寺廢惟塔獨存僧人蓮芳葺
而新之然塗壁之餘唐人題字不復可見
壁中塔再火盡歸斷裂鄉人王正對刻
刮甃壁始見題名數十重和戊戌大名

柳珽出使至秦始命畫刻斷壁汲水滌之俗
書者云舊題完然於是所得十倍於昔因
命李知孝知本精摸勒石偽王正對
刻分為十卷置塔之西南隅隨其斷缺
不復增一字改一節於是一代奇蹟煥然
可觀康熙乙卯地震塔頂墜壓為數段
今亡矣 後畧

唐人題名ノ塔

○昔し支那にも碑文を刻するとき紙を書きて碑面に貼ること〻なりしが此の條

燈具公の徐氏筆精を後ろ左の一部あり

番石碑

饒州番君碑趙文敏書高七八寸文敏在京都人欲乞書碑手不可載乃銀其碑面寸許載至京文敏書畢仍令堅之余至饒州見其全縑如人之始如此書法遒勁揚數紙以歸

○蓋書家圓書を極度愛玩するの餘ることこれなれども圓書をしん書の集魚の扉に置きしもの圓書の窟あり今も圓くんと欲する者多し 寧ろ裸々架中に挿

古人の筆、之を北宋に支那人も亦手早く寶驗上ちも光つた左のめくらう。

古書古帖

養生家云目不觀耳不聽不能不能不能

余嘗言古書古帖當時人云書不裝不蛙帖不裱不典不通未書校拙善但一加外畫不久生蟬蛻書家欲急去之勿惜也

徐氏筆精

○北朝張客子於戲急堂の帖を一見し、之筆勢を閲する此の帖の来由等

戒忘世帖

宋劉次莊論長江卜築鑿池東山自
摹淳化帖十卷刻石置堂中時稱戒
忘世帖今在新淦郡東山寺前

○省心錄 朱子著

世傳林和靖省心錄朱子後錄亦四十卷云
是沈道原作非和靖也宋景濂文集嘗
引之為元順帝德祐刻本俱沿襲和靖未
之深攷也○陳眉公續錄及亦作和靖著道原
之名或脫矣朱子闢之於前景濂辯之於後
畢竟傳訛奈之何哉

○徐氏節粹 聚書十雜說四〜

陳貞銘曰聚書有十雜家多則源一雜
也家少求書二雜也不出通都大邑三雜
也之慧鑑四雜也隨處收上書不多見
五雜也推敲字跡淆易致觸換六雜也捡
曝之勞病于夏暍七雜也迨多寡未校
雖云斯書八雜也家貧購書九雜也片時
不閱便供蛙蟲十雜也夫聚必有散物

理之事余此十雅嗜好錄寫余嘗言曰曰宅
易購美書難逢緣不相值奇秘終蘊若
杜還葬書每錢尾曰請俸買來手自
校讐及借人為不幸一言雖未大亦自痛
切矣

○圖書を不惜多價くんとすることを写真文字
いくらもある圖書館のつくるかぬきをもの論も
一法ひとつ保しし易しいろいろ苦心し
ひとつの法多支所の多所を安来すること、徐氏著
格の載せるところ也

文士好奇

唐劉蛻取生平所為文千一百八十紙起塚
以封之有作銘曰文乎文乎其鬼神乎風乃
惟貞將利其子孫乎白居易言生平所為
詩四部四豆諸四大部經中與寺僧約曰不出
院門不借官客有好事者為任氏紀之唐李
成夏之未甄任流江中識者得之曰此唐山人詩
甄也陸龜蒙以手曰詩文行篇之條設腹中
至宋咸淳中里人孫仲其像腹行始傳南
齊祖冲之著述書十卷刻石納之墓中後
辯盜發墓得蕭廣文父子乘義以傳古人

篆文各殊獨見不相師襲元魯脩鄱陽人有
記用十人皆工篆然恐罹兵燹失傳延埴山麓
刻瘞山中名曰篆塚宋濂為之銘蓋倣劉蛻也
劉蛻文塚在今蜀梓州南二里兜率寺庭
前古柏數百株皆虬枝龍幹至今尚茂

○六間を得た陶工竹泉(三浦)を五條橋の辺に出す
人出て、欲待、書畫骨董を出し示さる
壁間掛軸も幸掛られ
無疑のもの、是にして此の為の書を拵て此の辺
いまだ上乘のもの晩年の作なりと云
内謂の一つなり、文政

織軒芸舞再為[illegible]後[illegible]人花蕊
低宕一[illegible]
江月中

仙觀

篆為

元世祖時[illegible]書き者
[illegible]篆為の一軸を示さる
横二尺竪一尺位の横幅も竹林を描くこと
[illegible]自横[illegible]大竹林の[illegible]
[illegible]山を[illegible]
[illegible]書き此
[illegible]為江月主人とあるも
[illegible]人[illegible]

竹島の蒲月庵とそなる僧中すなわち仁清
書庵する者し、二説系譜宮の著者を示さ
ざる又略とすべきもの、次に木米上木すると
の伝説のみを以て其の端に載せる山切の
序中一事実を誤まるものを指摘して曰
く
を量産的代とみるべきを知れば
の誤謬なる又木米を指げんとして仁清
乾山を言のみ迄なるかめく駁せしを山切
の両者を不似なる其の伝流異なると雖も一概
に云ふべきものあるべし山切能文の人なる
と雖も猶之を指すべき国なるべき人なる地式

の誤まるも国と其の又なるべく余
等て木米を指す乾山仁清を画
家の比す乾山は荒神仁清を光琳
木米なるものなる宋元の名手の比せる
一つなると也最も光琳特余の説を薄文の
伝りて之れを拙編伝説の生を育て宜
其の陸方人を陸奥国仁清を光起の
比するを為を得ざるとなるべし余思へらく
光起を狩野流の一代を風靡する間の起
なるべく土佐流を再興せる地位を仁
清と大いなる事情を用のするものなる

元徽言の[illegible]富士[illegible]
名須一個を[illegible]る、[illegible]豚[illegible]紙[illegible]
[illegible]る聯を自祝の[illegible]作[illegible]桂一枝又銘
[illegible]を画かきた左の聯句を書す、[illegible]し公[illegible]
の作と云ふ

日升東隅暖　露下北林寒

○京都と桜友新井翁から貝の[illegible]つた
[illegible]尖[illegible]古記[illegible]俳句[illegible]
一人の[illegible]の[illegible]集(遺[illegible])[illegible]
[illegible]新井[illegible]金[illegible]京都[illegible]

[illegible]
[illegible]自多[illegible]
刻の印[illegible]の印[illegible]
[illegible]
[illegible]
也大[illegible]清人徐三庚[illegible]田大臣
小斷[illegible]稀[illegible]余は早稲田
文庫の銅印を刻[illegible]
次[illegible]の大坂[illegible]
を[illegible]
[illegible]大坂朝日紙上[illegible]

左の如し

此近き東坡の榻本と称せられ、東坡が例の通
寺院の法華経を写すに
用ひたる墨本で、枝木
八岩城の大学寺なる花
り、八、多くこれを知らず
を重宝とし　此花は通
は寺なる出版し数多百
有り数本を拓し
りとこの、こんこと
余も初めて見る所のもの

えへくさくの履歴を存ず、印も榻本と
深き所の由来書（榻本）を関する左の
如し

右東坡居士真蹟宣真院法華経
後伯成帝　寛永十五年　入唐二品尊性親王御
書也　又法華経四巻　親王巡覧四国重蹟
其節宿泊所有　寛永四年　書写
天聴　勅令伝　天覧所而　金剛摩大
納言伊光卿以北条附大僧院権僧正覚
賢而　迎勅旨　浅草寺且傳以　天台永以

為珠光重且我　准后法王之遺徴觀之　金下臣
庶朗膳言一本方　原朗恭感　法王之生涯
拳勤上石將傳諸孫世伴　諸其概略

文久二年壬戌四月

嵯峨玉方世臣經四位下右兵衛守藤原朝臣
林原朗達撰

□
□

又伊光の添書一枚（墨摺本）を附す
東坡定惠院海棠詩一首
右淡州福寿山慈眼寺有縁由所紀也

北真紙海内所希有依備
天覧以来殊可寶也　北方宣令申入給者
也

十二月三十日　伊光

○京都為回書彼長来湯浅宗重（湯浅宗重）
の関係を論ぜんとする書物の写回書
藥表十箇条の論を試ん方の回書綴の写を
を以て京都市民を驚嘆せしめ元十六
年を出さんとす　湯浅の手紙四つの写し　湯

渉らるゝなれとも徒らに主義を主張する家元の花
て今猶甚しきは今日其組織なとも区域を定
め識るべき其の範囲と錯乱の傾きをみさん
とする有様なりと言へり右同書館にて好みある花
者の議論へ多数を占めるやと聞ひしに エ
業美術家などの間に実業を営まむ為にするもの
多く近年は又その流派なるの様式を守る家の
少しもなきなり一ヶ月の修業にて流儀
を立てるもの勝手に起こすなど云ふ有様花流に
つき他と競ふ事あるなりと聞くにしては格式なる
なし唯僅かに青々とせるを求むるの労 離き

当節ハ皆節に花を託する事止めなきと云へり 是
れ甚だ悪むべき方法なり言語にこれなき
ことなき事也我等はもこれを徴するもの方向の事 又
余聞く当館の掛物なき京都古書肆の花
する盛ん木をを多く郡より京、のもの やはり
く見る実物ありや結二第花ありと云ふ此の
急激下の事湯浅の語る処を述ぶるに 各
古書肆の目録を見るに販売せる数少なし 花
これ見るものなき 其の端より此の頃多
し全体大部の古本などの販売数の
古書肆に於て販を示す有り 或る大阪京都

の間に金品をしたためこれを金股にかけ
しかくこれを結び合わせ股にかけ
権保護の上にも一寺院にても湯殿を
湯殿らしきものを一堂の変形なる場所
設けるの自由なるときは別段なる
二、大利の目的を以て多数の人を金
員三、四人にて組合を金股の主なる理由
なれども金股を敷私もしくは
石以ての外なる仏の寺相の敷
組織するそのつまり金股なるゆえ
なり

湯殿又は温泉場等の設備をなすものは
別段なれども住居するものの元来なるべき
ものを預かるを目的とするものは二三名の
者を家族とし寺院にて寺院
迷惑なりと云ひてもなお賛成しかつ
う論ずるも西洋の例に倣し言を禁ぜざる
ものも多しキリスト教の為し一所に集
まるを嫌ひ教会を設ける様の設備をなすを得べし地の馬
産氣なる日本の印刷術は外人を驚かす例
なし ◎ 第一見るべきなり

場所を往年如何に関する種々なる論を加へたるもの多き中の一なりとせいろ〳〵の流をさんとする外国にも書籍沢山あれども未だ第四期にまでも書籍沢山あるべきいうまでもなく人の生涯を誇る為めに人々の

Theiers Association と云ふ秘書部なるものあり現今Boeg

つて其の会員を同書籍の中にも空の心しるす其の巧みなる手あり

つて会員を誇るとなることきき手紙もあり動

る人々なりと謂つて誤つて絶もまた今掲さんとするが

其の衣服の中を世八角の中を隠し置けりと云ふ分論野蛮なる風さえなるカリシレ

が衣服一部を出来たるものなり

船動ひるがえる佳なるものあり

ピアムの恰うも前を長くブリッテツシレ、ミュ

ちゅ、ゑを実の手あるミュデーと云ふ底

の沈を出来ると五五の部位七男い

上げた貴婦人が得意の所なるも早く

衣を脱ぐ迄いたるかあるべきを

中を裂くこんを傳説する分論見料

八二枚位の薄ものある各庭手袋

ゆゑ文彦は一生を通して労働者なりといふべく
しかるに本の未展に毒気の流かきを投捕の
しておのれ死するまでの紀念に考へあるを
考へたるに見料の如き却て損へあり自分
のためなるが一旦自分のものとしたき書籍
すらは我輩の割引買入するものことが
ら折俳句の紀念しておる何事のことかよ
く此事らぬ労働者へ俳句のものは俳諧
善て明らかに俳句されるのひあるもの言は
大腕をまかせとれて玉本とのいふ刻念
に関する(と云ふ)ことも心さす　此の俳なるもの

光分客は俳諧は此揚句其の古本を整ふる
すると云ふ故に俳句の事務を一旦書き本と
改め之れを読んで己の兼備をぞれ行ふ言う
出すのひあるは我も合弦と迚此書
相手五二が如の勤めをするのひあるは云々
(十月三十日在京都　鼓堂竹亮氏の依頼
書簡より記)
○庭田吾雪書いて清書らし読らし来るる
図書の中に封泥御改式を安う余一部を購
ふ君も海豊呉氏潍縣陳氏蔵する封
泥を輯めたるもの之も光緒甲辰の秋上海で印

漢時一種の印璽也封泥の証と此の印璽中
一二考察すべき者を觀るべし印ちなほすと云
皇帝信璽封泥　未一字　若印と載る
右封泥四字璽文曰皇帝信璽漢帝発兵徴
大臣所用也按漢書輿服志黄赤綬注漢舊儀曰
璽皆白玉螭虎鈕文曰皇帝行璽皇帝之璽皇
帝信璽天子行璽天子之璽天子信璽凡六璽
皇帝行璽凡封之璽燔燎候王書侵璽発兵
徴大臣天子行璽策拜外國事天地鬼神璽
皆以武都紫泥封青囊白素囊方端無縫尺一
板中約署皇帝帶綬黄地六采不佩璽璽以金

銀縢鈕侍中鈕頁以從秦以前民皆佩綬金銀
銅犀象以方寸璽各服所好又百官志守宮令一人
本注曰主御紙筆墨及封泥
今按後漢書雲傳尺一之板注記策也漢書昌
邑王髆傳持牘詣京兆傳削牘為疏外戚傳手
書封牘背無注牘木簡也又周勃傳吏乃書牘
背示之注牘木簡以書辭也說文解字牘書版也
後漢書北海靖王興傳蔡邕傳注因史記匈奴傳
漢遺單于書牘以尺一寸單于遺漢書以尺二寸
牘及封印皆令廣大據此則漢時詔策書疏皆
以木簡亦曰板版均可名牘皆有封泥此封泥邑

繫背有版痕繩痕皆是以版入中上以繩緘其口以泥
入繩至版然後加以封印外加青囊囊之兩端無縫
以護封泥如藏玉牒於石檢金繩縢之石泥封之印
之以重也中約署當是束牘之中而署字以為識
也

又按二年河間王重封泥印文云
漢官儀曰孔子称封泰山禪梁父封者以金泥銀繩
印之以重又曰建武三十二年登封泰山而告令花玉
牒封石檢以金為繩以石為泥亦封泥用繩之法也
抱朴子曰古之人入山者佩芳神白章印以封泥芳
所在之四方各百步則虎狼不敢近是石家有

亦有封泥坩識於紀
封泥方略上文已見可考

○[illegible]鳴の[illegible]と出[illegible]つて、その[illegible]
北の男の[illegible]人とちがつて[illegible]
初めて[illegible]、[illegible]の著者が、[illegible]
支那[illegible]北[illegible]へ[illegible]来たから自分の支那の
書籍[illegible]出た、そこへ恰[illegible]も[illegible]
[illegible]いろ〳〵の話の沸えた、[illegible]の話[illegible]
支那[illegible]宋版本は[illegible]しく[illegible]、四
金く行[illegible]一[illegible]人が[illegible]
[illegible]も[illegible]しく[illegible]、[illegible]貴[illegible]
[illegible]の[illegible][illegible]
[illegible]ドン[illegible]冊数の[illegible]

[illegible]の[illegible]千円[illegible]が宋版が買い[illegible]
[illegible][illegible]宋版[illegible]
[illegible][illegible]
[illegible]本を[illegible]
[illegible]人[illegible]を示さ[illegible]を[illegible]
[illegible]数[illegible]を表する[illegible]
[illegible]の本[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]
[illegible]仕[illegible]
[illegible]清国人の[illegible]
[illegible]

さましの理由がある支那人さへ元版や宋版などを見比べたことがないと云ふてもよい位であるから随分五山版が宋元版として通る場合がある、殊に四、折る時くり入りに吹聴するに宋元版を以てしたため購ふものもあつたくらゐ、併し近頃は朝鮮化するものがなくなつても此の時分の覆刻本が支那に在つたと云ふ事は貴重な事である、支那には悪るい癖があつて版をいろ〳〵に直すから正版が無くなつてゐる、そこで行くと五山版は千本まであるから従来いろ〳〵なめで錯のてい向へるもと謂はれるのである云々

猶同じく支那でも気候が違ふに依つて非常に違ふから本の出来る具合も違ふのである北清地方と寒気激しい所であるから暖房の設けがあるために書物の小口を焼ける素手やうに焼け焦様になつて居る手を觸れるとボロ〳〵壊れて落ちる廣東邊になると一種の虫害があつてどうしてもなりないことが出来ぬ梅雨には湿気が多いがあつて本がやゝともすると腐敗する、気候中々のつらさに従て北方の書を好むからさんば本を一見して大概どの邊の本であるかが判断し得られる云々

○國分青厓と云ふ男が書物を蒐集して居る一種の病
人と云ふてよろしい位だ、本が欲しくなると借金
年賦を遊びに来ても事が困難である、蔵書家の死んだ
後で遺族を訪ねて其の本を譲り受ける御世中に譲受
くる仲介がある、云ふて即座に返すこともある
ある、又或る時寺田も人の珍蔵の書を借り
て容易に返さない、借りたが自分の手に保
管をすると留守を書いて、こんな借ところ
ある人たとえば寺田の印と押印した寺田の名前
が消えて、其の後かつて返して借
借をしたこともある、又總本の言

（珍しき書の類）から本を借りて返さうとするものも
分しく無いのは破れたりなどして寺田が中間に立つ
て返くいのは写すのがいやで破けるのもあり金で本を
売るのか持つ中々を弁じる自分の方へ保存
家に置いてあるのもしたが或は返された
論旨[illegible]ことも見あるふと、ツバ際するものでも
ある意りとした本を返さざる者、遂に
其處をも持つてしまつたのは[illegible]があると
寺田の直筆である（三十九年十一月[illegible]記）
○内府の図書を読む　十一月十四日清水[illegible]
供奉[illegible]（湘北[illegible]）沈[illegible]（[illegible]）

[illegible]（[illegible]）を付せる書面附属図書寮に収め内府本を親写し、[illegible]を[illegible]の図書[illegible]の第一の図書を[illegible]ことを明[illegible]事[illegible]本第一の稀覯図書[illegible]と[illegible]を[illegible]黄之[illegible]を[illegible]ことを[illegible]しまし[illegible]印[illegible]を[illegible]其の[illegible]を[illegible]中[illegible]書[illegible]を[illegible]元を[illegible]さ[illegible]和[illegible]さんと[illegible]流を[illegible]二[illegible]を[illegible]

得、[illegible]を[illegible]、但[illegible]
[illegible]宋版[illegible]
[illegible]内府[illegible]
[illegible]

一尚書正義　十七冊

[illegible]来歴[illegible]
[illegible]宋版中の白眉[illegible]
十五[illegible]
[illegible]版式[illegible]美[illegible]

巻一冊を缺く

一 寒山詩　　一帖

これハ古きもの傳りあることのありあり
近年それの也ものゝ中にて陸放翁
與明元帖米海岳與當元帖を
附すことあらハ大事なし摸是の字
あり又其巻の中に世あ泊海岳の跋を摸
く桂(?)元所蔵宋版寒山詩云々
と書きしたし細字十二三行の跋あり
慶福院の朱印を摸す其も無(?)

く値てきらの摸こらく此古版の輪廓の四
圍を断截し各張、帖に貼りつけたるた
め原圖書の形を失へり

一 通典　　目録一巻缺　　四十四冊
北宋本　十五行本

これ古書正義と雖を多くの珠本賠式拙
めを解説、無害の紹を貴ぶも其を書ひた紙
摸すへし 別にはいいへ之十年 表上とあり各巻

高麗國十四葉辛巳歳
藏書大宋建中靖國
元年大遼乾統元年

の朱印を摸す又紫字
任道の印を摸す未歴
志とあるすへき文化十四年

買上とす

一 集韻　首尾欠　大型本
行格の大小[illegible]十行　北稚の宋版余[illegible]初めて高麗
[illegible]金澤文庫蟠桃院の二印を捺す

一 論語注疏　注十六行　十冊
これも又宋版本なるも左の如く記す
北宋槧本なるも版錯の年月を記さず
[illegible]刻極て精し[illegible]
り宋欽宗以上の諱字廟諱[illegible]

す携李顧然雖叔の印記[illegible]又仔度
を印す蓋し逐年聚行のものなる
べし　顧遜雖叔人を洋[illegible]
[illegible]の印を捺す
定本の印なり
顧氏文房
[illegible]の印なり

此書一見宋版なるも細かく検すると大いに
疑りしき点あり[illegible]宋版風の
[illegible]之れを黄丕烈人とする黄

も日論ずる宋版の霞刻と為す

一太平寰宇記　折本　二十五帖
　古鈔本　宋版なる版式極めて美す

一毛詩注疏　四冊
　昌平坂学問所　浅草文庫の印を捺
　アリ　九行本なる宋版なり

一左傳集解　巻子本　三十軸

元陳列品中の最善、此巻中の白眉なり、原きなるの紙を羅紋を
施し方六七分位の格子を以て字行の
ごとく十二字の読書位極めて美なり
故に細書者入れも紙背なるも用ひ
細書者の注なるも、朱医井さが元を元
海賞物なるを之れを以て日天下の宝へ
と称もし古刻なるきすなり来歴古く
八左の記なり
清家の古写本なる毎巻の末に仁治久
寿なる建長なる近の識語の模写

又文庫弘長文永弘安嘉元中諸家諸士以
家流授相後寺の識語及奥書釋悟於
相之醉醒軒一覽ものの識語を初め
幾府文庫に收め後今の佛書を
收す
又是中末の鎌倉山西陽明家主悟と書也
なるべし
以上北書の来歴をるべし
試みに北書の黄紙の文字をもく
一斉に四巻元寸遠平中の遠平上の上
ものとなるべきと称称す

一 文中子中説　二冊
十四行四仮字本　抜百舊義元年卯二
數を撰す又紙面の卯すなし
ものとなるべ

一 首楞嚴經　折本三巻
六行十五字本
元亨師直の写刻し元弘年中
師直の跋文あり　跋すなく
師直熟思今生懲不可修計劫
是曉却罪障何以消除因茲落涕也

真詮之旨以拔枝葉之根所冀上報四恩下
資三有同出妄悲智域共入

摂津国住

暦応二禊季春中澣

武蔵寺方河豆敬誌

一文鈔目林

未上巻二十八

説世八 教有四

黄鳥之囀聞者忘言花蕚之開見者行
華政所化、為不思議之義
弘誓之船乗之又河世宣之教隆

一大般若経開法　三帖

宗旨

京山寺　山号寺　の義師を整す
寺号弘

是以、天台大師　此経は月氏翻訳排定とり
八行者之　帙の意而之左の記之

般若と開法合称の故

夫開会此経者須四段題目起尾及内前後用
為標開首也先名指法注字所以暗本法位
有深浅移改入開上下始末一々有次約三乗等
分為六第向下五第須見上等　讃文字字
標目指法准此状可法師八十等人等南北

御書上筆添り
明正德三癸巳年　一五〇八　七月日加備補筆
此の經を写し時の筆拙くもなきことなる
この印は大般若経の識語を記述せし
者也

一宋版一切經
四百三十九帙　四千五百十五帖現
存すと云へり

三十二本

一唐書
韓版十三行流布本
元文年歷若年号の如き
朝鮮版後方御文庫本御本記
未見書所見唐書朝鮮版と系是
なり

一前漢書　元版十行　十九字本
天龍金剛寺蔵云々の印あり

以上新書を紙き試みに黄洗をして活字の
ままを以て見出月旦せしめしものを
上を得たり

一 初学記
一 論語集解
一 通典
一 太平寰宇記
一 雪堂雅集 新
一 東坡集 新

南宋本

一 文中子
一 大般若経 新
一 前漢書
一 [illegible]
一 文選

図五の通り三の宋版
以上原装修の時の更
版本を見ることを雪め出し
る者左の如

一 初学記 南宋本印刷 十三行本 共十冊
一 東坡集 十行本 [illegible]

一 秋 金園集　天王寺懺主慈雲大師 勅選法華賛大法師述　二巻合一冊

一 柳陳詩集　七行本

一 明 沈氏文集　唐巡の年号なき版か

一 秋 淳宝欽古聯珠集　共七　開方三寸八分巻

外ニ譯編二三種

此内沈氏文集ハ目録ニ宋版

とあれども細按するに明版なること

を知るべし

此の数点の書ハつぎ作人のたしなる

譯点を宮内図書寮ニ送る

午前十時出門ニて十二時半退出

内務の用務を終りて帰宅ス宋版

本墨ハ武印ニ代や抽象を第ス平

発し能ハず所なるを見て、紙し

如斯捨てるを惜しと思ひ、紙し

既往ハ捨てるものなる七八十

年ハ元文ハ書ニ

○南都西大寺法隆寺物　壹反
　　狩谷棭斎摹写
　　唐朔元尺

第二右書のこと〻く刻しあるを
明治十九年十一月十四日　佛眼法
師の舊家後大城
氏より購ふ　棭斎の摹写
の年を物語る
北沢長り和と

唐朔元尺二種あるを下に一尺
尺度を一尺とする人びとあるが今の獲た
のは後者である

○元使の元と共に連来された用光寺の指定
般若寺の指定の用光寺の用光銘
移り来を一年を経て受けたこんなに長さは
寺の関係を基とする花を用光の
基準を物語る唐の用光銘
物を長印に比べる深い意味
（これが上記の用光銘の
の年を入れた拓
文字記号の御
本のものが活物と
（これ康時（康時以文の意）の流なる用光

寺本と大抵其属、元佶の自署がある、係し中本
元佶が野々[illegible]と書物の三四ある則ち七書、
聯珠治格和清紀[illegible]紀[illegible]、七書を懐
中本の[illegible]本にあるが元[illegible]家系を隨て陳
[illegible]系の前又七書を[illegible]
[illegible]の時の書物にあらざるこれの器
[illegible]元佶の[illegible]
[illegible]聯珠治格和清紀
[illegible]紀
[illegible]年以後の事紀を元佶自筆にあらず

[illegible]、高麗版の一切経を十三帙
しかるに増上寺本と同版にある格[illegible]
諸の[illegible]一冊[illegible]
元佶の疑[illegible]、又蕃書調所を
[illegible]、これを元佶が其の[illegible]十三
外国[illegible]を勤めた時の書記[illegible]
[illegible]元佶の自筆にあらざるもの多
つ人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

記録にもみえて此の事は寛永に淀城にてされたのであるが、元佶が八州学校に主宰して伏見にて洛陽学校を建て大いに子弟を教育し其の教科書として元佶は其の他の文類の復刊鮮(刊)本を刊行された本は鮮本の内二三冊であるから此の本の内試みにその内円光寺本を伝へしその内あるが、慶長十四年駿府に京都の円光寺を用ひの寺を建てこれにも子弟を集めて教授し之を論じれば元佶の集めた書物の多くは今なほ(?)残りたるものは、然しながら駿府の書庫と伝ししかも其

才あるもの多くあるものである。因云、此度駿河の蔵書を伝はりて駿府本の分と安円光寺本とがあるがうち、京都から湯沐京都市円光寺に寄付しこれらの紙は円光寺本の版木を現(元佶の題識あるもの)其他円光寺のものとあるものであるが、又孔林遊記と云ふ此版本は元佶の自写を覆刻したものしてあるも(円光寺本であるもの)あるが円にも余のもの記されたもの価値十分と云ひ伝へるも(此の正続版である)事を記して置く(十二月十二日記)

○元佶をさへしめ山内自びあつたらしく、足
利学校の珍書を多く取り出して西国辺の大名
に贈つて為す事あつたらしい。此の珍書の中に
も貴重の画幅(?)もあつたが、特に思ひ出す。こ
のすべが後に取れて家康から此の書物を学は
一旦散つたものを取り戻したるのもあるが
取戻すことの出来なかつたものも亦多
くあつたとある。足利学校の仲間には
貴重の話が数々ったくさんのまた此の為
めもある紙しい
○ちよつと書家(?)御所を浅草寺裏に見(?)の関係

ぬ秘書を見るの為め続々の絵があるが、本
堂の縁を較べ見ると思ひ出すことがある(?)の
…あつて一寸(?)家数(?)浅草寺裏にて見え(?)
であつても為し得ることを意とすれ記うあるまあ
遊女は、而して其の記を出して延宝年の話(?)
…あつた、延宝年の寺(?)の浅草寺(?)
人多く知らぬ、一番よい本堂の角(?)大家、
ある家(?)が、これを合はしてあることは知らぬ
現にあつてその事の(?)一枚(?)の図書館に一枚(?)井所
流す一寸(?)不詳しく見え、言ふことの事を為
見しそのまま余程ある、これを確かめ(?)たつ(?)

と源平盛衰記の德ひあるを思ふに、源平盛衰記を考ふるに倫ずる家の源氏の事跡を加へたりとの(ま)きこゆ、所詮源平盛衰記の奥に記したるあとを見るに元禄の事跡を加へたりとの事なるべし

○岡本保孝氏久家の心掛ける京都宮興の出典を考ふるに校訂本の事跡は其の本家の奥に記すべきことなるか十四年前已に稿成したる紀氏、紀氏の行つたか氏紀なるべきやうなる物なり

此の校訂に用ひし本書なる岡本氏の家藏を借りて原本を校訂の中新たに出でたる事跡のあるとこの事なり(本編又此の一話)

○前田家にて自筆と覺しき原稿が前にあるとの事なるに原稿の巻末に「此の巻の内に出でたる事跡の中に新たに出でたる事跡のあるとの事なり」と記したるものあり

○前田家にて自筆と覺しき原稿が前にあるとの事なるに原稿の巻末に「此の巻の内に出でたる事跡の中に新たに出でたる事跡のあるとの事なり」と記したるものあり

○前田家にて自筆と覺しき原稿が前にあるとの事なるに原稿の巻末に「此の巻の内に出でたる事跡の中に新たに出でたる事跡のあるとの事なり」と記したるものあり

○前田家にて自筆と覺しき原稿が前にあるとの事なるに原稿の巻末に「此の巻の内に出でたる事跡の中に新たに出でたる事跡のあるとの事なり」と記したるものあり

○前田家にて自筆と覺しき原稿が前にあるとの事なるに原稿の巻末に「此の巻の内に出でたる事跡の中に新たに出でたる事跡のあるとの事なり」と記したるものあり

○前田家にて自筆と覺しき原稿が前にあるとの事なるに原稿の巻末に「此の巻の内に出でたる事跡の中に新たに出でたる事跡のあるとの事なり」と記したるものあり

[illegible]

[illegible]

○公乗菊の家を九十[illegible]と[illegible]賀廷と
[illegible]と云くが言葉面のうるはしき校書
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]地の人をもと刀の柄[illegible]を
内職とし[illegible]刀剣の附属品の彫刻を
業とせしことがある特色[illegible]雄と同門で

[illegible]

○海鳴の[illegible]寺[illegible]也
基[illegible]の[illegible]の寺[illegible]の開
[illegible]ことを[illegible]る本
[illegible]花[illegible]出[illegible]
[illegible]
[illegible]

びあるべきなり、こゝに浅草の自性寺千葉
本うるべくあるべきなり、うんぬん寺の秘書
或る等級以下の僧侶共にあるべきこと
なるべきの一切元亡なるべきこと
況しこれを言のべるべきの
部とするべきこと
衛門が四十餘年
勢を以て
く此寺の住一の書
住つて、真言宗
を務めるべきなり

○十二月廿日の東京市役所より
公)図書館の第一回採録の分を送られ
七冊あり、市長(尾崎行雄)の挨拶
御覧の記録を御決し除よりの
を受け
市役所より図書館へ
丸を喝破しに
ひあり

田中稔吉、初回第五、金(四十五円書籍)
紀伊新聞 中林義治 阿谷義男
林逸三 稲葉義七 梅田佐吉

以下全て

白　紙

明治三十又九年
十月中淀起筆
春城學人